

2018年度第69回 日本学連総会 議事録

開催日時：2018年(平成30年)9月15日(土曜日) 17:00~19:00

開催会場：駒ヶ根市駅前ビル市民活性化交流センター大会議室

議事録作成者：山川 登 (東京大学)、上村 太城 (慶應義塾大学)

議題

1. 議長選出
2. 地図委託管理規約の文面改定
3. 昨年度会計決算報告 **【資料 1】**
4. 今年度会計中間報告 **【資料 2】**
5. 新歓フライヤー原稿公募
6. 各部局活動報告
7. 地区学連活動報告 **【資料 3.1】 【資料 3.2】 【資料 3.3】 【資料 4】**
8. 次回総会について

目次

【資料 1】 2017年度会計決算報告	2
【資料 2】 2018年度会計中間報告	3
【資料 3】 東海学連規約類	4
【資料 4】 関西学連規約類	11

【資料1】2017年度会計決算報告

2017年度会計決算報告

5月27日時点

2018/5/27

2017年度日本学連会計 竹内 公一

単位: ¥

収入項目	単価	数量	金額	予算
加盟金				
個人(単価2000円)(※1)	2,000	1344	2,690,600	2,500,000
加盟校(単価4000円)	4,000	38	152,000	140,000
準加盟校(単価1000円)	1,000	13	13,000	14,000
賛助金				
2017年度賛助金			106,000	90,000
事業収入				
2016年度ICM&R貸付金			1,500,000	1,500,000
2016年度ICM&R黒字返金			1,575,854	500,000
地図関係				
地図収入			2,184,000	※※
その他				
関東学連から家賃として			50,000	50,000
ファミテックからの寄付			145,000	
利息			98	1,000
目的不明の振り込み			500	
小計			8,416,852	4,795,000

※1.単価は2000円だが、追加登録の人(新入生除く)については、追加登録費200円がかかるため、2000円の倍数にはなっていない

※2.ユニバーは2年に一度であり2年に一度まとめて30万円を支出するが、

計算上は1年に15万円を予算として計上することとなる

※3.活動報告書作成費は毎年25万円を予算として計上。

ただし、発行は2年に一度なので、2年に一度50万円を支出している。

幹事長	会計監査	会計監査
		

単位: ¥

支出項目	詳細	金額	予算
インカレ関係			
2017年度ICM&R貸付金		0	1,500,000
2017年度ICS&L赤字補填		200,000	0
部局活動費			
広報部		0	10,000
事業部	後夜祭関連	252,767	150,000
事務局	事務局住所印の新調	3,795	50,000
普及部		0	10,000
理事会	インカレの宿泊費,弁当代	49,810	100,000
	インカレの交通費	44,226	
渉外部	挨拶回り文(印刷代,郵送代)	25,675	100,000
技術委員会関係			
インカレアドバイザー派遣		103,710	50,000
学連合宿補助(3万円)		30,000	
ユニバー補助(※2)	オフィシャル補助など	0	150,000
幹事会関係			
印刷費	活動報告書作成費(※3)	0	250,000
幹事役員活動費	幹事会交通費	1,399,759	1,050,000
	幹事会宿泊費	615,610	550,000
	幹事会会場使用料	48,990	50,000
	資料印刷代	170	0
事務局維持費			
事務局維持費	家賃100000×12	1,200,000	1,200,000
地図関係			
地図作成費		3,321,740	※※
その他支出			
JOA関係	年会費	100,000	100,000
	保険金	3,000	3,000
地区学連への賛助金フィードバック		27,000	25,000
ファミテックのインカレ広告費		0	20,000
手数料		3,147	5,000
小計		7,429,199	5,373,000

2017年度の収支 ¥987,653 の黒字

【資料2】2018年度会計中間報告

2018年度会計中間報告

2018年度日本学連会計 竹内 公一

2018/9/15

単位: ¥

収入項目	単価	数量	金額	予算
加盟金				
個人(単価2000円)	2,000		2,612,000	2,500,000
賛助金				
2018年度賛助金			17,000	100,000
事業収入				
2017年度ICM&R貸付金			0	0
2017年度ICM&R黒字返金			0	500,000
地図関係				
地図関係				※※
その他				
関東学連から家賃として			0	50,000
謎の振込			500	
利息			33	1,000
	小計		2,629,533	3,151,000

※1. ユニバーは2年に1度であり、2年に1度まとめて30万円を支出するが、計算上は、1年に15万円を予算として計上することとなる。

※2. 活動報告書作成費は毎年25万円を予算として計上。ただし、発行は2年に1度なので、2年に1度50万円を支出している。

単位: ¥

支出項目	詳細	金額	予算
インカレ関係			
2018年度ICM&R貸付金		0	1,500,000
部局活動費			
広報部		0	10,000
事業部		0	150,000
事務局		0	50,000
普及部		0	10,000
理事会		0	100,000
渉外部		11,182	100,000
技術委員会関係			
インカレアドバイザー派遣		0	50,000
学連合宿補助		27,510	
ユニバー補助(※1)	オフィシャル補助など	300,000	150,000
幹事会関係			
印刷費	活動報告書作成費(※2)	0	250,000
幹事役員活動費	幹事会交通費	239,728	1,100,000
	幹事会宿泊費	117,000	550,000
	幹事会会場使用料	0	50,000
	資料印刷代	0	500
事務局維持費			
事務局維持費	家賃100000×12	1,200,000	1,200,000
地図関係			
地図作成費		※※	※※
その他支出			
JOA関係	年会費	100,000	100,000
	保険金	3,000	3,000
地区学連への賛助金フィードバック		0	25,000
ファミテックのインカレ広告費		0	20,000
手数料		1,203	5,000
	小計	1,999,623	5,423,500

幹事長	会計監査	会計監査
		

東海学連規約類改正に関して

東海学生オリエンテーリング連盟幹事長 南雲裕貴

東海オリエンテーリング連盟規約改正について

改正前	改正後
第八条 (略) また、積極的にオリエンテーリング活動をし、本連盟に何らかの寄与をすることが望まれる。 (略)	第八条 (略) また、積極的にオリエンテーリング活動をし、本連盟に何らかの寄与をすることが望まれる。 (略)
(全文は別紙参照) ・脱字の改正を求める。	

ロングセレクションの規約作成について

東海学連にはスプリントセレクション、ミドルセレクション規約しかなく、これらを参考にロングセレクション規約を作成した。地区学連セレクション規約は総会決議が必要なため総会での決議を求める。(全文は別紙参照)

東海学生オリエンテーリング連盟規約

第一章 総則

(名称)

第一条 本連盟は東海学生オリエンテーリング連盟と称する。

(目的)

第二条 本連盟は日本学生オリエンテーリング連盟(以下「日本学連」と略す)の下部組織として東海の学生オリエンテーリング界を統轄し、且つそれを代表する学生の自治団体とする。本連盟は学生競技者精神を守り、東海の学生界におけるオリエンテーリングの普及、発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第三条 本連盟は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一、定例戦、合宿の開催
- 二、刊行物の発行
- 三、本連盟の目的に適う一切の事業

(統括地域)

第四条 本連盟は静岡県、愛知県、三重県、岐阜県の四県を統轄する。

(年度)

第五条 本連盟の年度は毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第二章 加盟

(加盟資格)

第六条 本連盟に加盟できる資格は、学校教育法、同施行細則の大学設置基準によって設置された大学、短期大学設置基準によって設置された短期大学、高等専門学校設置基準によって設置された高等専門学校(四、五年)、及びこれに準ずるもので本連盟に認められたものとする。

(加盟形態)

第七条 本連盟への加盟形態には、加盟校加盟、準加盟校加盟の二種類がある。

(加盟校)

第八条 加盟校は総会への出席、参加につき権利を有し、義務を負う。

また、積極的にオリエンテーリング活動をし、本連盟に何らかの寄与をすることが望まれる。

本連盟の加盟校は、日本学連加盟校の地位を取得する。

加盟校は連続して日本学連総会を欠席した場合、準加盟校へ降格されることもある。

(準加盟校)

第九条 準加盟校は総会への出席、参加につき権利を有し、義務を負う。本連盟の準加盟校は、日本学連準加盟校の地位を取得する。

(準加盟校の加盟校加盟申請の条件)

第十条 準加盟校の加盟校加盟申請の条件は以下の通りとする。

- 一、準加盟校加盟以来、満一年を経過していること。
- 二、加盟員数が三名以上であること。

(加盟)

第十一条 加盟は年度毎に更新されなければならない。

本連盟に加盟を更新する者は、六月三十日までに加盟手続きをしなければならない。

加盟校が、更新時に第八条第一項を満たさない時は、準加盟校として更新する。

第二項の手続きを怠った時は、脱退とする。

(加盟料の納入)

第十二条 本連盟に加盟する者は、加盟手続きの際に加盟料を納入しなければならない。

すでに納めた加盟料は、事情の如何にかかわらずこれを返却しない。

【資料3.2】東海学連規約改訂案 -2/4-

第4部 規約・規定集

(登録者名簿)

第十三条 本連盟に加盟する者は、加盟手続きの際に登録者名簿を提出しなければならない。
登録者名簿の記載事項に変更、追加、取消がある時は、名簿を提出した者はその都度変更、追加、取消をおこなわなければならない。
追加、取消はその年度の十二月三十一日までしか認めない。

(加盟禁止期間)

第十四条 一月一日から三月三十一日の間は、新たな加盟を認めない。

第三章 総会

(総会)

第十五条 総会は加盟校並びに準加盟校（以下「加盟校等」と略す）の代表及び役員によって構成される。
総会は加盟校等の過半数の出席をもって成立する。

(代表の登録)

第十六条 各加盟校等は代表者を事務局に登録する。

(総会の職務)

第十七条 総会は本連盟の最高議決機関であり、次に掲げる事項について議決、承認する。
一、予算及び決算
二、役員、委員長の選出及び罷免
三、会計監査の選出及び罷免
四、規約の改正
五、本連盟の運営に関して加盟校等、又は役員が提案した事項
総会において加盟校等は本連盟の運営若しくは資産の状況又は役員の事務執行について役員に対して意見を述べることができる。

(総会の招集)

第十八条 総会は次の場合、幹事長がこれを招集する。

一、年三回の定例総会
二、幹事長が必要と認めた場合
三、幹事会が開催を議決した場合
四、加盟校等の総数の四分の一以上の加盟校等が会議の目的とする資料を示して総会の招集を請求した場合
幹事長は前項第四号の規定によって加盟校等から総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から三十日以内にこれを招集しなければならない。
総会を招集するには、幹事長は会日の十四日以前に加盟校等に日時、場所について通知しなければならない。

(議長)

第十九条 総会に議長一人を置く。
議長は幹事会が加盟員の中から推薦し他のすべての案件に先立って選出される。

(委任状)

第二十条 総会にやむを得ず出席できない加盟校等は、別に定める規則により議長宛に委任状を託さなければならない。

(議決)

第二十一条 総会において加盟校等是一个の平等の議決権、選挙権を有する。総会の議事はこの規約に特別の定めのある場合を除いては出席校の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は議長の決すところによる。

(緊急事項)

第二十二条 緊急を要する場合は、総会の議決を得なければならない事項についても幹事会がこれに代わって決定することができる。この場合、総会において承認を得られなければその効力を失う。

第四章 役員

(役員)

第二十三条 本連盟に次の役員を置く。
一、会長 一名

- 二、副会長 一名
- 三、参与 若干名
- 四、幹事長 一名
- 五、副幹事長 一名
- 六、会計 一名
- 七、競技部長 一名
- 八、広報部長 一名
- 九、事務局長 一名
- 十、地区代表幹事 一名

(会長)

第二十四条 会長は本連盟を代表する。会長は幹事会が推薦する。

(副会長)

第二十五条 副会長は会長を補佐し、会長の不在の時これを代行する。

副会長は幹事会が推薦する。

(参与)

第二十六条 参与は本連盟の重要事項についての諮問に応ずる。

参与は幹事会が推薦する。

(幹事長)

第二十七条 幹事長は総会、幹事会等で決定された意思に基づき、本連盟の運営を執行且つ統轄する。

(副幹事長)

第二十八条 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長の不在の時これを代行する。

(会計)

第二十九条 会計は本連盟の会計事務を統轄する。

(地区代表幹事)

第三十条 地区代表幹事は日本学連の幹事であり、日本学連に対し本連盟を代表し、業務を処理する。

地区代表幹事は他の役員を兼ねることができ。

(役員を選出)

第三十一条 第二十三条第一号から第三号までに定めたる役員は、総会の承認により決定する。

第二十三条第四号から第九号までに定めたる役員は、加盟校等に所属する者の中から総会の議決により決定する。

第二十三条第十号に定めたる地区代表幹事は幹事会が推薦する。

(役員任期)

第三十二条 役員任期は四月一日から翌年三月三十一日までの一年とする。但し再任を妨げない。

(幹事)

第三十三条 会長、副会長、参与以外の役員を幹事と称する。

(幹事会)

第三十四条 幹事会は幹事によって組織され、この規約に基づき本連盟の業務の執行を決定し、その運営の責に任ずるものとする。

幹事会は本連盟の運営に関し必要な規則を定めることができる。

幹事会は幹事長が必要と認めた時にこれを招集して開催できる。

第五章 監査

(会計監査)

第三十五条 会計監査は本連盟の会計事務を監査する。

(会計監査の選出)

第三十六条 会計監査は総会の議決により一名決定する。

会計監査は下記のいずれに該当する者を選出してはならない。

- 一、本連盟の役員
- 二、各加盟校等の代表

(監査報告)

第三十七条 会計監査は任期年度の会計を監査し、翌年度初めての総会でこれを報告する。

加盟校又は役員からの請求がある時は、監査報告をしなければならない。

会計監査は不正に気付いた時は、遅滞なく報告しなければならない。

【資料3.2】東海学連規約改訂案 -4/4-

第4部 規約・規定集

(会計監査の任期)

第三十八条 第三十二条の規定はこれを準用する。

第六章 事務機構

(事務機構)

第三十九条 本連盟に次の事務機構を置く。

- 一、競技部： 定例戦，合宿及びその他の競技を統轄し、その記録を管理する。
- 二、広報部： 刊行物の発行を行う。
- 三、事務局： 一切の事務を行う。

(事務機構の構成)

第四十条 各部局は本連盟加盟員で構成され、第三条第二項の定めによって選出される部長、若しくは局長により統轄される。

第七章 委員会

(委員会)

第四十一条 本連盟にその運営を円滑に遂行するため幹事会が承認した委員会を置くことができる。

(委員会の構成)

第四十二条 委員会は本連盟加盟員及びその他で構成される。

第八章 経費

(経費)

第四十三条 本連盟の経費は次のもので支弁する。

- 一、加盟料
- 二、関係機関及び団体から受ける補助金
- 三、事業収入
- 四、賛助金、寄付金及びその他の収入

(加盟料の金額)

第四十四条 加盟料の金額は総会の承認を経て定める。

第九章 改正

(改正)

第四十五条 本規約の改正は、総会において加盟校等総数の三分の二以上の賛意を必要とする。

第十章 補則

(細則)

第四十六条 本規約の施行について必要な事項に関する細則は別に定める。

(施行期日)

第四十七条 本規約は平成三十一年四月一日から施行する。

昭和六十年	四月	一日	制定
昭和六十三年	四月	一日	改正
平成二年	四月	四日	改正
平成五年	十一月	十三日	改正
平成十四年	三月	十一日	改正
平成三十年	三月	十二日	改正
平成三十年	九月	十五日	改正

東海学生オリエンテーリング連盟 インカレロング選手権競技者選抜の規則

(目的)

- 1条 この規則は、日本学生オリエンテーリング選手権大会ロングディスタンス競技部門（以下インカレロング）への、東海学連からの選手権競技者を公平に選抜することを目的とする。

(運用)

- 2条 この規則は、幹事長と競技部長が中心となって幹事会が運用する。

(セレクション)

3条

- (1) 地区学連枠から推薦枠を差し引いた残りの出走枠についてはセレクションレースを行い決定する。セレクションの日時・場所はセレクションの日の3ヶ月以上前に幹事会が決定する。
- (2) セレクションレースは他大会と併催できる。
- (3) セレクションの申込を締め切った時点で、セレクション申込者数が選手権クラスの出走者枠に満たない場合は、その時点でセレクションに申し込んでいるもののセレクション通過を確定とする。
- (4) セレクションはインカレロングの選手権競技者の選抜として適当なものであり、すべての参加者にとってできるだけ公平でなければならない。
- (5) 前項の目的を達成するため、競技部長は使用トレイン（または使用する可能性のあるトレイン）をセレクションの日の3ヶ月以上前からクローズしなければならない。競技部長はクローズについて各加盟校に速やかに通知しなければならない。

(推薦)

4条

- (1) 諮問委員会の提案をもとに幹事長が承認することによって、推薦枠を設けることができる。
- (2) 推薦基準および推薦立候補条件については諮問委員会が決定する。
- (3) 推薦基準および推薦立候補条件については、セレクションレースの1週間前までに発表しなければならない。

(運営)

5条

- (1) セレクションレースの運営者は諮問委員の提案をもとに幹事会が3ヶ月以上前に承認することによって決定する。ただし、公正な第三者の協力を得たり、委託したりすることができる。
- (2) 競技部長は運営者の中から代表者を選任しなければならない。
- (3) 運営は「東海学生オリエンテーリング連盟主管行事に関するアウトライン」に基づき行われなければならない。

(補充)

6条

辞退者が出た場合は、セレクションの上位者より順に補充を行う。

(資格)

7条

- (1) 3条、4条による代表者はインカレ実施規則4条1項およびインカレロング実施要項などの条件を満たしていなければならない。条件を満たさないものはセレクションレースに出走できない。
- (2) 事務局長は、それぞれ推薦時、セレクション申込時に前項の条件を満たしているかどうか検査しなければならない。

(改正)

8条

本規則の改正は日本学連総会の議決による。

平成30年 9月15日制定

平成 30 年 5 月 18 日 (金)
関西学生オリエンテーリング連盟

関西学生オリエンテーリング連盟規約改正案の新旧対照

第 16 条 1 項

(旧) 本連盟に新たに加盟校として加盟するときは、準加盟校として 1 年以上経過し、10 人以上であることを要し、総会において出席校の 3 分の 2 以上の承認を必要とする。

(新) 本連盟に新たに加盟校として加盟するときは、準加盟校として 1 年以上経過し、3 人以上であることを要し、総会において出席校の 3 分の 2 以上の承認を必要とする。

* 今まで加盟校の人数の基準は各地区学連でばらばらであったが、昨年度末の日本学連総会で日本学生オリエンテーリング連盟規約第 12 条が改正され、「加盟校は 3 名以上で構成される。」となった。このため、関西学連の規約においても加盟校の条件となる人数を 3 人とするのが適当であると考えられる。

第 25 条

(旧) 本連盟に次の役員を置く。

1. 会長 1 名 2. 諮問委員長 1 名 3. 幹事長 1 名 4. 副幹事長 2 名 5. 会計 1 名
6. 競技部長 1 名 7. 広報部長 1 名 9. 普及部長 1 名 10. 事務局長 1 名

(新) 本連盟に次の役員を置く。

1. 会長 1 名 2. 諮問委員長 1 名 3. 幹事長 1 名 4. 副幹事長 2 名 5. 会計 1 名
6. 競技部長 1 名 7. 広報部長 1 名 8. 渉外部長 1 名 9. 普及部長 1 名
10. 事務局長 1 名

* 現行の規約では役員であるはずの渉外部長が抜けている。また、8 号がなぜか空番となっているので、8 号として渉外部長を追加する。

第 33 条 2 項、3 項

(旧) 2 第 25 条第 1 号に定めたる役員は、本連盟諮問委員の中から諮問委員総会の議決により決定する。

3 第 25 条第 2 号から第 7 号に定めたる役員は、加盟員の中から総会の議決により決定する。

(新) 2 第 25 条第 2 号に定めたる役員は、本連盟諮問委員の中から諮問委員総会の議決により決定する。

3 第 25 条第 1 号および第 3 号から第 10 号に定めたる役員は、加盟員の中から総会の議決により決定する。

*それぞれ番号が誤植であると考えられるので修正する。

第41条

(旧) 本連盟に次の事務機構を置く。

- 1.競技部 定例戦・新人戦及びその他の競技を統括しその記録を管理する。
- 2.広報部 刊行物の発行を行う。
- 3.事務局 一切の事務を行う。

(新) 本連盟に次の事務機構を置く。

- 1.競技部 定例戦・新人戦及びその他の競技を統括しその記録を管理する。
- 2.広報部 刊行物の発行及び連盟ウェブサイトの管理を行う。
- 3.渉外部 本連盟所有地図のトレインにおいて渉外を行う。
- 4.普及部 オリエンテーリングの普及活動を行う。
- 5.事務局 一切の事務を行う。

*事務機構として渉外部と普及部が抜けているので追加する。また、広報部の業務を実情に即して追加する。